

平成 25 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 マーチャント・バンカーズ株式会社  
代表取締役社長兼 COO 古川 令 治  
(コード 3121 大証 2 部)  
問合せ先 取締役 CFO 兼財務経理部長 宮 毛 忠 相  
(TEL 03-3502-4910)

## (開示の経過) 子会社の異動 (株式譲渡) に関するお知らせ

当社が、平成 24 年 9 月 24 日付当社「子会社の異動 (株式譲渡) に関するお知らせ」にて公表の通り、同日付で当社子会社であった株式会社ヴィラ北軽井沢 (「ヴィラ北軽井沢エルウィング」(群馬県) の運営会社) の譲渡しておりますが、譲渡価格の見込み額を下方修正することとなりましたので、これについてお知らせするとともに、当該下方修正による当社の損失拡大を受け、当社代表取締役社長兼 COO 古川令治が、個人で損失の補填を行うこととなりましたので、合わせてお知らせいたします。

### 記

#### 1. 譲渡価格の修正

##### (1) 経緯

平成 24 年 9 月 25 日付で行った株式会社ヴィラ北軽井沢エルウィングの株式譲渡について、相手方との協議の状況を踏まえ、譲渡価格の約 57 百万円の下方修正を行うこととなりました。これにより、当初開示時の想定と比較して、株式譲渡による損失が約 57 百万円膨らむこととなりました。

##### (2) 修正内容

修正前の譲渡価格：約 28 百万円

修正後の譲渡価格：マイナス約 29 百万円 (約 57 百万円の下方修正)

##### (3) 修正理由

主な譲渡価格の修正理由は以下の通りです。

- ① 譲渡後に、建物の経年劣化や設備の故障等により施設総額で相当規模の修繕費用が発生することが明らかになり、前管理者としての当社に一定の責任があることから、これに伴う取引条件の見直しを行った。
- ② 当該施設の営業収支が引き続き芳しくなく、当該施設の利用者への継続的なサービス提供のため、再生案件のスポンサーとしての当社の責任を果たす観点から、譲渡先の経営を一定支援する必要が生じた。
- ③ 上記の事項など、譲渡価格については、譲渡時点において相手先との間で十分な共通理解を得ておくべきであったが、当社と先方との間の意思疎通に行き届かない面があったことから、譲渡完了後に諸般の問題が顕在化した。

## 2. 当社社長による損失の補てん

当該施設は、平成 24 年 3 月期において営業損失 64 百万円を計上し、業績の回復が見込めない状況であり、本件価格の修正があっても、なお当該取引の実行については合理的であるものと考えておりますが、結果として、取引内容が当初公表した内容から大幅にかい離することとなりました。

こうした状況を受け、当社代表取締役社長兼 COO である古川令治から、本件による約 57 百万円の損失の増加、ならびに当該施設の累計損失が約 2 億円にのぼったことの原因を明確にするため、個人の資産である金銭約 57 百万円を当社に支払うことにより損失の補てんに充ててもらいたい、との申し出がありました。

当社は、外部専門家を含め、慎重に検討した結果、株主利益の観点から、本件申し出を受け入れることといたしました。なお、当該金銭はすでに当社に払い込まれております。

会計処理方法については、現在当社会計監査人と協議しておりますが、前記 1. の譲渡価格の修正により増加した損失の補てんに充当されるものであることから、当該補てん額を特別損失のマイナスとする予定です。

## 3. 業績に与える影響

前記 1. の譲渡価格の修正の一方で、前記 2. の損失の補てんがあることから、当社グループにおける株式会社ヴィラ北軽井沢の譲渡に関する特別損失は 34 百万円となり、ほぼ当初見込みの通りとなります。このため、本件による連結業績予想に与える影響は軽微であります。

なお、本件による平成 25 年 3 月期連結業績に与える影響については、本日付別途開示の「業績予想の修正に関するお知らせ」にて公表の平成 25 年 3 月期連結業績予想に織り込んでおります。

以 上